

別記 1

傍 聴 要 領

蔵王町固定資産評価審査委員会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 委員会を傍聴しようとする方は、傍聴人受付簿にご自分の住所区分及び氏名を記入してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 委員会を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、委員会を傍聴するに当たっては、委員長の指示に従ってください。
- (2) 委員会開催中は、静穏に傍聴することとし、委員等の発言に対し拍手その他の方法により意思を表明しないでください。また、発言したり、発言を求めたりしないでください。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) 鉢巻き、腕章、ゼッケン、たすき等の着用、張り紙、旗、垂れ幕等の掲示等により示威的行動をしないでください。
- (5) 酒気を帯びた状態で傍聴しないでください。また、会場内での飲食や喫煙をしないでください。
- (6) その他委員会の支障となる行為をしないでください。

3 委員会の秩序の維持

傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

別記 2

委員会開催のお知らせ

蔵王町固定資産評価審査委員会

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 2 0 日（木） 1 0 時 0 0 分から 1 1 時 0 0 分まで
- 2 場 所 蔵王町役場庁舎 2 階
第 1 会議室 （蔵王町大字円田字西浦北 1 0 番地）
- 3 議 題 （1）委員長の選出について
（2）委員長職務代理者の指定について
（3）書記の任命について
- 4 傍聴定員 3 名
傍聴をご希望の方は、委員会開催の 1 0 分前から開催予定時刻までに、当該委員会の会場で受付をしてください。なお、傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第終了します。
- 5 その他 開催当日に、急遽非公開、中止又は延期が決定される場合があります。
- 6 問合せ先 蔵王町町民税務課 固定資産税係
電話 0 2 2 4 - 3 3 - 3 0 0 2（1 5 1）